

議案第20号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	障害のある児童生徒等に係る支援を充実するほか、教科用図書の選定に係る法律改正に伴い附属機関の名称及び担当事務を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正要旨】 特別支援教育の充実に向け、障害のある児童生徒等の就学に関する手続きに関して、従前心身障害児就学指導委員会の機能に加えて、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援を行うべく附属機関の名称及び担当事務、委員定数を変更する旨、本条例を改定するとともにその他所要の整備を行う。</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>① 附属機関の名称（第2条別表） 名称「三田市心身障害児就学指導委員会」を「三田市教育支援委員会」に改正する。</p> <p>② 担当事務について（第2条別表） 現行の三田市心身障害児就学指導委員会の担当事務を引き継ぐとともに、就学後も一貫した指導、支援に関する助言を行うことから、その旨を規定する。</p> <p>③ 義務教育諸学校の教科用の無償措置に関する法律の一部改正に伴い、附属機関の名称を「三田市教科用図書採択協議会」を「三田市教科用図書選定委員会」に改正する。</p> <p>【施行期日】 平成27年4月1日</p>	